



第三条 昭和三十一年三月三十一日までに漁業法第六十六条の二の規定により都道府県知事がする小型機船底びき網漁業の許可の期間は、一年をこえることができない。

(最高限度の決定)

第四条 農林大臣は、この法律の施行後三箇月以内に、中央漁業調整審議会の意見をきいて、昭和三十一年四月一日において小型機船底びき網漁業に使用することができ、合計馬力数の最高限度を定めなければならない。

2 農林大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、中央漁業調整審議会の意見をきいて、前項の規定により定めた最高限度を変更することができる。

3 農林大臣は、前二項の規定により最高限度を定め、又はこれを変更したときは、これを公示しなければならない。

(整理費等の決定)

第五条 農林大臣は、昭和三十一年三月三十一日までに、小型機船底びき網漁業に使用する船舶の隻数、合計総トン数及び合計馬力数が前条に規定する最高限度以内となるように、昭和二十七年年度から昭和三十一年度までの年度ごとに、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、その年度において整理すべき小型機船底びき網漁業に使用する船舶の都道府県別の隻数、合計総トン数及び合計馬力数を定め、これを公示するとともに都道府県知事に指示しな

ればならない。

2 前項の定は、当該年度の開始前(昭和二十七年六月三十日まで)にしなければならない。

3 農林大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、第一項の規定により定めた船舶の隻数、合計総トン数又は合計馬力数を増減することができる。この場合には、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならない。

(整理すべき船舶の指定)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指示を受け、又は同条第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を増加する旨の指示を受けたときは、その指示があつた日から六箇月以内に、その指示に従い、漁業法第六十六条の二の規定による許可に基いて営んでゐる小型機船底びき網漁業に使用されてゐる船舶につき、左の事項を勘案して、当該年度において整理すべき船舶を指定し、これを公示するとともに、当該船舶の所有者(当該船舶により小型機船底びき網漁業を営む者が所有者でない場合にあつては所有者及び所有者)に通知しなければならない。

一 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者が当該船舶による当該漁業を廃止することを希望するかどうか。

二 小型機船底びき網漁業を営む者が当該漁業に関する法令に違反した事実の有無

三 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者の生計が当該漁業に依存する程度

四 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者が当該漁業に使用してゐる船舶の隻数

五 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者の、当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

2 都道府県知事は、前項の規定により整理すべき船舶を指定しようとするときは、あらかじめ、漁業法第六十五条第七項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、前条第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を減少する旨の指示を受けたとき、その他必要があるときは、前項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきいて、第一項の規定により整理すべきものとして指定した船舶について、その指定を取り消すことができる。この場合には、第一項の規定を準用する。

4 連合海区漁業調整委員会は、第二項又は前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

(異議の申立)

第七条 前条第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る指定に不服があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立てることができる。但し、同項の規定により公示した日から二十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に、これについて決定をしなければならない。

3 (整理船舶についての許可の禁止)

第八条 漁業法第六十六条の二の規定による小型機船底びき網漁業の許可の申請が、第六条第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

(補助金の交付)

第九条 政府は、第六条第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶の所有者又はその船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営んだ者に、政令の定めるところにより、これらの者がその船舶を他の漁業に転用し、又は漁業以外の産業に転換することを促進するため、補助金を交付することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○川村委員長 それでは御質疑を許します。

○富永委員 ただいま提案になりました法案につきまして、昭和二十七年

小型底びき減船整理方式と、二十六年度の整理計画の内容が御配付に相なりましたが、これはただいま委員長からお話のありました前国会からの継続審議法案であり、しかも現在配付になりましたこの計画の内容を示すものが、前国会以来しばらく要請されておりましたものが、ようやく今度できて来たように承知いたしておるのであります。もちろんこれに対する説明も何うことにはいたしますが、現在の三万五千隻を、昭和九年ごろに操業されていた二万五箇年に減船整理して、そうして今後五箇年間、昭和三十一年三月三十一日までにはやるといふ計画の内容であります。が、本法案によりますと、その第四條に、農林大臣が本法の施行後三箇月以内に最高限度を決定するとなつてゐるし、その第五條には、年度ごとにその年度に減船整理するものを都道府県別に公示するといふのであつて、その五箇年間の年次整理計画が今度こういふふうに出て来たのですから、この予算が、事務費を別にしても、前年度で大体二億九千九百七十七万ある。現在審議中のものを入れますと五億二千五百萬円、今予算に上げられてゐるものが三億二千二百五十一万あるものから、結局合計五億二千五百萬円あるものについて内容が内示されてゐるのですから、この関連性について長官から御説明を願ひたいと思ふのであります。

なお整理された結果の、資源とパランスのとれた操業をするようにしようという点はわかるのですが、これがために整理された漁船あるいは漁夫が何ぞう何人くらいあつて、これの転換策はどういうふうにお考えになつてゐるか等について詳細な説明を承りたいと

思います。

○伊東議員 前から御説明いたします。ことしの補正予算に二億入つておりました。来年の予算はたいたい御審議願つておきます三億数千万円でありまう。それで約二千隻くらいを予定いたしております。これも何年度も御説明いたしたように、補正予算においは八百隻ばかり、それから来年度におきましては千二百隻くらいを予定しております。それで五箇年計画で、今お話のありました三万五千隻を二万隻くらいに持つて行くという計画なのであります。一、五箇年計画をつつてあります。金額は五箇年で約三十四、五億くらいかかるのじやないか。しかしこれは一、五箇年計画の数字について計算しております。二箇年間で五億円で、五箇年計画で三十四、五億のものがその転換にはかかるのじやないかと考えます。

五箇年計画の見通しでございますが、これは一、五箇年の三万五千隻を昭和九年ころの三万隻まで持つて行くというのであります。海軍別とかその他詳細なことは、資源調査等と相まちまして、将来の問題は具体的にきめて行きたい。どここの海区で幾らやつて、それが五箇年くらいに三万五千が二万になるのだという、五箇年先まではきめておきますが、大体大ざつばな考え方として三万五千を二万まで持つて行く。それには予算としてはおそれる今の物価で換算すれば三十四、五億になるだろうというふうにわれわれ考えております。

転換とか、あるいは運搬船への改造とかいうことを考えております。他種漁業への転換、運搬船への改造といひましても、今の漁業の現状から行きますと、そう大きなものは期待できません。たとえば北海道の魚田開港にある程度を振り向けますとか、あるいは共同販賣事業を経営しましてそこに人を收容して行くというふうなことが考えられますが、そう大勢の者をこれに收容することは期待できませんので、かなりの者がいづゆる業に、船を沈めまして相当他の職業等に向いて行かなければならぬものが出るかと思ひます。われわれとしてこの対策として、今厚生省等とも共同調査をいたしております。これは消極的な面でありますが、失業保険の適用も受けたいというふうなことで、関係省とも共同調査もやつております。何とかそういう方法も講じたい。それで漁業だけといひますが、これは特に瀬戸内が一番多いのであります。漁業だけではこれを收容して行くというのでは十分ではありませんので、農業の問題でありますとか、その他の産業との関連において、将来考へて行かなければいかぬというふうなわれわれは考へております。

○富永委員 今御答弁を承りました。が、減船整理された船もしくは失業者の問題について御答弁が非常に明確な欠くように思ひます。私も前国会から非常に重点的に取上げていた問題であり、またそれが議決に至らずして継続審議になったゆゑも、主としてそういう点にあつたと存するのであります。水産庁当局にもこれについては強く要望いたしておるのであります。それが相当の日時を経た今日、さらに委員会の空気は、でき得ればきょうの委員会での法案を議決するところまで行くようにいたしたいという、委員会の決意が盛り上つておる現在の段階にもかかわらず、せつかく法案を提出した水産庁当局が、その上つて生ずるきわめて重大な問題に対して、こゝろあつたかと思つておる。こゝろもいたしたいと思つておるという程度で御答弁では、われわれは非常に不満足を感じます。しかし現段階において、必ずしも私の言ひ通り参らないかもしれないという事情もわかりますが、しかし御答弁の誠意の点について当局の御反省を促して、私の質問を終りたいと思ひます。

○堀見政府委員 ただいま整理をされる漁民の立場からの富永委員の御発言には、われわれも十分考えながらやつて行かなければならぬものを多分に含んでおることが多いと思つております。今のところは具体的に十分なものには立つておらぬ。しかし初年度の分については、その無理な強制でなしに進められる分が多いのじやないか、二年度、三年度に行くに從つて、そういう点について特に重く考慮しながら進めて行かなければならぬ、それについて十分なきめ手というか、はつきりした対策を水産庁だけでは立てにくいような部分が多いと思ひます。そういうふうな状態にあることは非常に遺憾でありますけれども、これはただ計画を立てて、あと漁民の生計不安を大きく起してまでも、機械的に進めて行くというふうなことは相当考へなければなりません。そういう点については、富永さんの御注意のあつた点を十分考慮しながら進めて行くべきものであります。資源が十分腐つて漁民が食えなくなるというのでは、問題は済まぬものがあります。またそうかといつて、この立法の精神としまして、共倒れになつても困るわけでありまして、共倒れ、そのところは十分勘案しながら、できるだけ私の方としまして、これは水産庁だけでは転業その他の点では十分効果を得られまいので、十分関係の各省とも連絡をとりまして、遺憾のないような形で進めたいと思つております。現在御指摘の通り、十分自信のある対策を持ち合せておるわけではございません。御了承を願ひます。

○川村委員 小型機船底びき網漁業取締規則案並びに小型機船底びき網漁業処理要綱の両件に対して、松田委員より発言を求められております。これを許します。

○松田委員 ただいま委員長のお話のあつたごとく、この二つの要綱に対しては、この前の委員会でもいろいろ議論があつたのであります。要するに紀伊水道においての問題であります。もはや議論は盡されたのであります。いろいろと鋭い議論もありました。が、何しろ予算措置が——今日、本要綱を急速に決定しなかつたならば、予算に關係する問題が伴うものでありますから、やむを得ずここに条件を付して、将来この海区の事態を調査して、しこうしてその場合にまた改正する場合もあることを条件として、本要綱に対して賛成したいと考へるものであります。

○川村委員 ただいま松田委員より御発言がありまして、所要網は漁業法の一部の改正に伴う予算措置等の問題がありますので、将来の改正も予想できることであるという意味の条件を付してこの際通過すべきである、いわゆる承認を與えるべきであるという発言がありましたので、皆さんにお諮り申し上げます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員 異議なしと認めまして、さう承認を與えることに決しました。

○松田委員 この前の委員会でも田嶋委員からいろいろと地方の状況について議論があつたのであります。あつた議論に対して水産庁は十分に勘案して、その後適当な方法を講じていただくことを条件として賛成するものであります。

○川村委員 ただいま松田委員よりまき網漁業取締に關する件につきましては、前会田嶋委員より発言がありまして、これを十分考慮に入れて、将来の方針にのつて執行するようにという条件がありまして、これも承認を與えることに相なりましたが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員 異議なしと認めまして、承認を與えることに決しました。

○林野委員 まき網漁業の水産庁の指導方針につきまして、一、局長の御意見を伺いたい、こゝろ考へますが、最近のまき網漁業は、つまり沖積み運搬船を使ひまして、まき網漁業を行つておるといふこと、さらに長短波のほんとうに科学的な漁法によつて漁業

を営んでおるわけでありませう。従つて特定の会社の優秀な漁船といふものは、すべて完全な装備をして操業をいたし、さらに暗号の無線電信によつて自分らの会社に所属する漁船に對してそれ／＼連絡をして、魚の回遊状況を十分に把握して漁業を営んでおるのでありまして、考え方がより進歩的でありまして、考え方がより進歩的でありまして、一面には非常に生産増強の上からいふといふ考え方もできますけれども、また考え方によりましては、漁業の均衡というやうな観点、あるいはまた資源の保存というやうな観点から考へますならば、この方法がはたしていか悪いかということに私どもは相當疑義を持つておるわけでありまして、水産庁としてはそういうやうな画期的な、進歩的な漁法を今後指導される方針であるか、あるいはある程度そういうやうな方法に制限を加えられる指導方針であるか、それをひとつ伺つておきたいと思つておるものであります。

○塩見政府委員 ただいまの林さんの御質問は、日本漁業の当面している非常におむすかしい問題だと存じます。やはり水産庁といたしましては、漁業の問題は、資源の不足な日本としては、公海漁業で今後大いに発展をさせて行かなければならないという点、大正から昭和にかけて非常に国際漁場に發展して行つた経緯は、やはりある程度機械化と、新しい優秀な技術を採用するといふことによつて出て行つたものであつて、これはやはり沿岸から沖合にかけて、また沖合から遠洋にかけて、そういう技術の發展というふうなもの、やはり經濟進化の一つの方向として肯定しなければならぬもの、

こう考へておりますので、どうしても方向としましては、その方向に進めつつ行くことが必要だと思つておる。但し一方資源が非常に不足しておるとか、あるいは新しい資源があるけれども、まだそれが十分採算的に企業化できるやうな形でつかまれないとか、そういう問題を並行して解決しつつ、また資源が足りない場合にはどうしてもある程度の規制を加えながら、また在来あるやうな漁法と新しく出て来た漁法と機業上同じ漁場でやるとか、その他いろいろ／＼な關係から来る調整は十分はかりながら、漸進的に実施を考へながら、その方向に持つて行かなければならぬと思つておる。

○川村委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○川村委員長 速記を初めてください。

○鈴木(重)委員 小型底びき網漁船の減船整理の問題は、現在の沿岸の資源枯渇の現状にかんがみまして、早急にこれを行わなければならぬ重大な問題であります。つきましては本委員会におきまして、前国会以来、この具体化のために予算措置並びに法案の審議に當りまして、非常な努力を払つて参つたのでありますが、補正予算におきましても、また今国会に提案されております二十七年年度予算におきましても、所要の経費を計上してあります。つきましてはこの際本委員会といたしましては、すみやかに法案の成立を期しまして、この減船整理をすみやかに断行されることが適當であると考へるものであります。ただこの際政府に要望いたしますことは、この減船整理の

対象は、沿岸におきましますところの比較的零細な漁民がその対象になつております。またこれが転換の措置を誤りますならば、他の漁業との間の摩擦なり、あるいは特定資源に対する重圧を加重するといふやうな結果にも相なりまします。總括的な観点から、資源との均衡をならみ合せ、また整理されるべき多数の漁民諸君の生活が安定確保されますやうに、万全なる措置を講ぜられまして、本法案の趣旨を生かすやうに、長官におかれましては關係者を十分御指導されんことを要望いたします。この際本委員会は討論を省略いたします。ただちに採決されんことを要望いたします。

○川村委員長 ただいま鈴木委員から御発言もありましたので、小型機船底びき網漁業整理特別措置法案に対する質疑はこの程度でとどめ、本案に対する討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○川村委員長 起立多数。よつて本法案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお本案に対する報告書作成につきましては委員長に御一任を願ひまして、それ／＼手続をいたしたいと思ひます。御了承を願ひます。

○井之口委員 昨日松田委員からも北海道の例の浜益村の漁民が道庁に押しかけて、いろいろな請願をした。これはひとつせひとも水産庁においても聞いてもらいたうなやうな要望がございます。われ／＼も太いこれを

支持するのであります。すでに沿岸漁業が大資本家によつて荒されて、沖へもど／＼出られなくなつて来ております。のみならず、さらにここにわれわれが重大な関心を持つてみなければならぬのは、日本沿岸の各所の漁場が、海軍演習地としてたくさん接収されておるのであります。今度いよいよ行政協定が締結されるということになつて、最近日々具体的な問題が取扱われておるやうであります。こうして漁民の漁場が次から次に演習地として没收されて行くということになつて、それが――講和が成立すれば返還にもなるだろうといふやうな期待を今まで持つていたにかかわらず、それがい／＼できないといふことになれば、漁民としても立ち行く場がないのであります。水産委員会においては、この際この問題を大きく認識いたしまして、この問題の解決に乗り出したいと思ふ。現在千葉沿岸の状態を見ますと、東京から出て北海道まで行くのに、千葉沿岸を通らず、太平洋のまん中まで出てまわらなければならぬので、何日もかかるというやうな状態になつております。こうしてエイブル地区、キング地区、ベーカー地区とかの広汎な海域が演習地にとられてしまつておるやうな状態でありませう。農林委員会におきましては、農地が警察予備隊とその他軍用に使はれることに對して反対し、そういうことのないやうにといふことを決議しております。当然水産委員会においても、これほど重大な問題が起つておるのでありますから、各委員において將來どうしたものかを広げないのみならず、これが取上げられておるものは、行政協定によつ

て日本に返すやうに努力してもらわなければならぬといふことを決議して、政府に要望したいと思ひます。この点提案いたします。

○川村委員長 ただいま井之口君よりの御発言は重要な問題であります。この次の委員会において十分研究をして、それ／＼運びたい、かやうに考へます。

○川村委員長 小高君より漁業権証券の資金化について発言を求められております。これを許します。小高委員。

○小高委員 漁業権証券の交付と相ましまして、これが資金化の問題は一日も早くしてもらいたいといふことは、全国漁民からの要望であるのでございませう。それが出そうでなか／＼出ないなか／＼実現しないといふので、最近に至りましては一部位置網漁業者が、もし二月中にこれが資金化しないと漁期に間に合わないといふ強い要望があるのでございませう。これらの証券の資金化につきまして、水産庁長官と政府との間にどのような接觸が続けられておつて、またこの証券の資金化が遅れる場合に、早急を要するものはつなぎ資金としてどの程度の話がいつて出せるやうになつておるか。あわせてこのつなぎ資金の問題もお伺ひしたいと思ふのであります。

○塩見政府委員 漁業権証券の資金化は、これは沿岸漁業の建直しという点からいつて非常に重要なものであります。私は前任のときからこれによつて何とか沿岸漁業を救つて行くといふことを考へていたものであります。ただいまの御質問については非常に関

たいたいまの御質問については非常に関

心を深くしておるのでございますけれども、遺憾ながら今までのい／＼な点で——県庁との関係あるいは沿岸漁業からの現実の要望が非常に大きいが一定の資金のわくの中で資金化しなければならぬ、そういうふうな点から、手続的に遅れておることは非常に遺憾でございますが、今のところは三月一日から資金化はできるといふふうな状態に大体なっております。三月一日前にその必要のあるようなものは、資金化のわくの中に載るものについてはこれは農林中央金庫の方からつなぎの融資をやる。これは中央金庫の方も、三月一ぱいは相当自己資金に余裕もございまして、そのつなぎは十分でございます。そういうふうな形になつております。非常に遅れておることはまことに遺憾ではございますけれども、そういう点で、できるだけ私の方の努力をいたしまして進めて参りたい、こう思つております。

○小高委員 この資金化が遅れた場合に、農林中金からつなぎ資金を出すような方向になつておるといふのであります。農林中金は、日銀との話し合いがつかなければいけないとか何とか言つて、実際にははかどつていないのであります。これらについて、主務官庁たる水産庁当局においては、あわせて日銀等とも促進方について協議した事実があるかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

○伊東説明員 私からお答えいたします。今長官から御説明のありましたように、手続が非常に遅れております。それで実は先月の三十日、三十一日、今月の一と、県の関係者全部集まり

まして、三日間にわたりましてこの資金化の問題について相談したわけなのであります。それで手続として、一応県内の協同組合等に行きまして、共同施設をやるような——証券を資金化してもらつて、その金をこういう施設に使用したいというふうな計画ができておりますと、それを県から農林省の方に上げて来まして、承認をしたものを買い上げるといふような手続を詳細にきめたのであります。それでその金額は二十六年度におきまして六十五億買上げをする。これは税金の十億が入つておりますが、六十五億買上げをするというところで金額のわくがきまつております。それから今お話のありました中金から——これはつなぎといひますか、おそらく証券担保の融資であろうかと思ふのであります。六十五億の買上げのほかに、われ／＼としましては、約十九億分を証券担保にして、中金から融資をしてもらいたいという交渉をいたしております。この点につきまして、日銀との関係がございまして、農林省としても、日銀と交渉をいたしております。それでこの買上げの六十五億と並行いたしまして、大抵今の話し合いは、十九億に近いものは証券担保で融資をして行こう。中金の方も——これは三日間の会議でいろいろ話も出たのであります。大体は、そのくらいのものは行けるのではないかと、いふふうに考へております。これは証券担保の場合であります。今お話になりましたつなぎの問題でございしますが、これはつなぎを二つに考へてもいいかと思ふのであります。六十五億を買い上げてもらう前に、相当確実なものにつなぎ融資をしたらどうかとい

う問題と、あとの、私が説明申し上げました証券担保融資も、あるいはつなぎという意味にお考へになつてもよろしいかと思ふのであります。あとの方は、十九億程度は大体目算もついております。買上げ前に、相当確実なものをつなぎ融資をしたらどうかという問題であります。これも中金といたしましては、大体三月一日から買上げを始めるのであります。その前でも、県、農林省としまして、手続が完備いたしまして確実だといふものについて、三月一日の買上げの前でも、つなぎ融資をしていいというふうなところには話し合いがございしております。これは日銀とも交渉はいたしまして、完全な了解というところまでは行つておりませんが、中金等につきましては、今申し上げたように、十九億につきましてはほぼ了解を得ております。

それからこれはつけ加えておきますが、漁業協同組合連合会におきましては、この十九億のほかに、さらに数十億のものをすぐに資金化してほしいというふうな要望もあるものであります。この分につきましては、来年度の買上げのわくと関連いたしまして、われわれ検討したいと思ひます。その分についてはまだ話し合いがございしております。

○小高委員 水産庁としては、最善の努力を払われておるといふ事情はよく了解しましたが、この資金化がとかく遅れそうであるので、これはこれ以上遅れますと、せつ／＼と喜んでおります。委員が、事業に支障を来すことになりまして、これは手をすかさず、将棋を詰めるようにぐん／＼と、毎日のように促進方の御努力をお願いしたいとい

うことを要望しておきます。それからいま一つは、委員長に要望するのであります。先般全国の漁連、信連会長会議において、私発言をしておいだのであります。農林中金が事務的の手續において慎重を期す——いやしくも金融である以上慎重審査することは、これは私も大賛成であります。少しその手間がかかり過ぎて、せつ／＼と融資をせんとして希望いたされまして、その答えが出るのがおそ過ぎるといふ非難の聲が高いのであります。これらについては、委員長から適当な機会において、農林中金の事務の促進方及び迅速にこれがとり行われるように——慎重審査とスローモーションとは意味が違ふのでございまして、そういう声が非常に高いのであります。それから、適当な機会に農林中金の首脳部を呼びまして、そうしてこれらについて、ひとつすみやかに要望にこたえられるような機会をつくられますよう希望しておきます。

○川村委員 小高君の御発言中、委員長に対する要望に簡単に答え申し上げておきます。私が就任早々、湯河理事長と会いまして、ただいま小高委員の御発言のようなことを要望したのであります。ところが中金は、御承知の通り各地の末端まで、支所あるいは支店がないので、そういう事務の進捗に非常に隘路になつておるといふ言葉でありまして、できるだけ善処するといふ言葉をこつて参つたのであります。委員長におきまして、今後小高委員の御発言の通り、十分連絡をとりまして処置することになります。

他に御質疑もないようでありますから、本日はこの程度で散会いたし、次

会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時二十八分散会

(参照)

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案(内閣提出) に関する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十七年二月十三日印刷

昭和二十七年二月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所